

事例①

自宅で親のスマートフォンを子どもに自由に使わせていたら、オンラインゲームと投げ銭*で60万円を超える高額な課金をしていた。スマートフォンにクレジットカードの履歴が残っていて、簡単に課金できてしまったようだ。子どもが無断でやったことなので、請求を取り消してもらえないか。



事例②

中学生の息子が親のスマートフォンの認証設定を勝手に変更して高額なゲーム課金をしていた。返金してほしい。



子どもの高額課金トラブル

曾於市消費生活弁護士
相談会のお知らせ

日程 1月14日(水)
時間 午前10時～正午
場所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定員 4名
相談時間 1人30分
※相談無料。事前申込み順です

その3

保護者は端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。子どものスマホなどの機能に利用制限を設けることも効果的です。

※投げ銭：インターネット上で配信者やクリエイターに対し、視聴者が金銭を送り支援するシステム

その2

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができます。しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、必ず取り消されるとは限りません。

その1

子どもが無断でオンラインゲームや投げ銭で高額な課金をしてしまったという保護者からの相談が寄せられています。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの
体操教室

財部町

西村体操教室



令和5年9月から活動が始まり、現在22名で毎週月曜日に体操をしています。開始時間より早く集まり、世間話を楽しんでからいつもの体操とラジオ体操・サンバのリズムで楽しく体SOO！など音楽体操を4曲したり、脳トレをします。「楽しみを持って参加しよう！」と月1回は外出や行事をしています。年間皆勤賞の人にはお花をプレゼント！新規参加者も大歓迎です。皆さん一緒に体操をしませんか？



お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807



すえなが としのぶ
末永 歳申 さん

90歳を超えても元気にシルバーカーを押して教室に参加しています。去年は年間皆勤賞を貰いました。田んぼの見回りや耕運機での畑仕事もがんばっています。